

## 農薬取締法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集について

令和 8 年 6 月 1 日  
農林水産省消費・安全局

この度、「農薬取締法施行規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上で、決定することとしております。

### 記

#### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

農薬の有効成分ごとの総使用回数の表示については、農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号）第 14 条第 2 項柱書及び同項第 5 号において「適用農作物等の種類ごと」に「含有する有効成分の種類ごとの総使用回数」を記載することと規定しており、当該総使用回数について、何を対象として散布することができる回数なのかは明確化されていないところ。

ドローンをはじめとする無人航空機等を利用した農薬散布が普及しつつある中、従来、当該散布方法では、ほ場全面への散布行っていたところ、近年、ほ場全面ではなく病徴等が確認されたほ場の一部分に限定した散布が行われるようになっていくことを踏まえ、ほ場ごとではなくほ場内の散布した場所ごとに使用回数をカウント可能であることの明確化を求める国家戦略特区制度に係る自治体からの提案を受けた関連規定の改正及びその他の所要の改正を行うものです。

当該一部改正案について、広く国民の皆様からの意見・情報を募集し、提出していただいた意見・情報を考慮した上で、本省令の改正内容を決定することを目的として行うものです。

#### 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)
- (2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室において配布

#### 3 意見・情報の提出方法

##### (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

##### (2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

#### 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

頂いた御意見については、個人情報を除き全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

また、提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記してください。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認等に利用するほか、当該意見・情報の内容に応じて、農林水産省内の関係部署、関係府省等に共有することがあります。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

#### 5 意見・情報受付期間

令和8年6月1日～令和8年6月30日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

#### 6 公示資料

農薬取締法施行規則の一部を改正する省令案